

# 県央圏域重点取組方針進行管理表（脳卒中） 補足資料

健康増進法の一部を改正する法律（いわゆる「改正健康増進法」）の施行により、受動喫煙防止対策の取組ルールが変わりました。（2020年4月1日より全面施行）

## 改正健康増進法による施策の展開（禁煙）の変更事項

目標（数値目標）	法改正後
1 敷地内禁煙を実施している病院数を増やします。 (R5年度目標：10病院)	<u>病院は敷地内禁煙となります。</u> ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置をとられた場所に喫煙場所を設置することができます。 (法施行期日：2019.7.1)
2 健康づくり支援店（禁煙・分煙部門）の数を増やします。(R5年度目標：60店)	・健康づくり支援店（禁煙・分煙対策部門）事業は、2020年3月31日 <u>廃止</u> になりました。 <u>・2人以上の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙となります。</u> （法施行期日：2020.4.1）
3 「禁煙分煙宣言施設」に登録している県立施設の割合を増やします。 (R5年度目標：100%)	・禁煙分煙宣言施設登録制度は、2020年3月31日 <u>廃止</u> になりました。 <u>・2人以上の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙となります。</u> （法施行期日：2020.4.1）
4 受動喫煙防止対策の実施している市町村施設の割合を増やします。 (R5年度目標：100%)	<u>行政機関は敷地内禁煙となります。</u> ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置をとられた場所に喫煙場所を設置することができます。 (法施行期日：2019.7.1)

### 【参考】



出典：厚生労働省ホームページ：受動喫煙対策